

とっとり Go To Eat キャンペーン加盟飲食店同意書

※とっとり Go To Eat キャンペーンの加盟飲食店に登録していただくには、下記1～26の全て(2と3はいずれかでも良い)の条件を満たしている必要があります。ご一読の上、左側の□にチェック(✓)を入れ、署名をお願いします。

【営業形態】

1. 当店は、日本標準産業分類(平成25年10月改訂)の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店(主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店)であり、かつ、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ています。
- 2または3のいずれかに該当します。
2. 当店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていません。
3. 当店は、風営法の許可を有しているものの、臨時に外から呼んできた者のみに接待させる営業を行っている店であり、かつ、とっとり Go To Eat キャンペーンに参加している間は、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に対して接待飲食等営業を行わず、その旨を店頭に掲示します。
4. 当店は、暴力団又は暴力団員が経営に関わる事業者ではありません。特定の宗教・政治団体と関わる営業又は公序良俗に反する営業を行いません。
5. 当店は、鳥取県内で営業しています。

【行政への協力】

6. 当店は、とっとりGo To Eatキャンペーン期間中に、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。
7. 当店は、とっとりGo To Eatキャンペーン期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所ととっとりGo To Eatキャンペーン事務局に報告します。
8. 当店は、農林水産省や鳥取県、とっとりGo To Eatキャンペーン事務局が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。
9. 登録の際に提供した情報及びとっとり Go To Eat キャンペーンの対象店舗となった場合はその旨をGo To Travel事務局に提供することに同意します。

【ガイドラインに基づく取組等】

10. 当店は、「外食業の事業継続のためのガイドライン」(令和2年5月14日、改正:令和2年11月30日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会)に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施します。
11. 当店は、「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に掲示します。
- 店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意。
 - 店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施(窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等)。
 - 他グループの客同士ができるだけ2m(最低1m)以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション(アクリル板又はそれに準ずるもの。以下同じ。)で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。
※飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、最低1m以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではない。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。
 - 一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。
12. 当店は、カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させません。
13. 当店は、「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」に登録し、ステッカーを店頭に掲示します。
14. 当店は、「とっとり新型コロナウイルス対策安心登録システム」に登録し、QRコードを入り口や客席に掲示します。
15. 当店は、利用者に対して、以下の事項を周知します。
- 発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
 - 食事の前に手洗い・消毒をすること。
 - できる限り混雑する時間帯を避けること。
 - 咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に繋がりやすい大量の飲酒を避けること。
 - 大人数での会食や飲み会を避けること。
 - 食事中以外はマスクを着用すること。
 - デリバリーやテイクアウトを活用すること。
 - 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を利用すること。
 - 店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。
 - とっとり新型コロナ対策安心登録システムを利用すること。
- ※取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。
※上記ガイドラインに基づく取組等に加え、「鳥取県新型コロナ対策認証事業所」の認証取得を推奨します。

【加盟店の責務】

16. 当店は、店の関係者が購入した食事券を換金しません。
17. 当店は、商品の販売、又はサービスの提供なく食事券を換金しません。
18. 当店は、食事券を使用できない商品に対して食事券での支払いを受け付けません。
19. 当店は、食事券の再販、再流通をしません。
20. 当店は、食事券の偽造・悪用をしません。
21. 当店は、利用者から提示された食事券に、偽造等の不正使用の疑いがある場合は受け取りを拒否し、警察に通報するとともに事務局に報告します。
22. 食事券の盗難・紛失、毀損した場合又は偽造・模造について、すべて自己責任とします。
23. 当店は、食事券の利用期間中は加盟店として事業に参加し、やむを得ない事情がない限り途中辞退をしません。
24. 当店は、食事券の利用に際して、消費者から苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
25. 当店は、店舗名・所在地・電話番号・業種等の加盟店情報を、専用サイトや各種広告等、とっとり Go To Eat キャンペーンの広報で公表されることに同意します。

【加盟店登録の取消】

26. 当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又はとっとり Go To Eat キャンペーン事務局の指摘に適切に対応しない場合や同意書の同意内容に違反や虚偽があった場合、不正行為があったと認められる場合には、とっとり Go To Eat キャンペーン事務局により加盟店登録が取り消されることに同意します。

私は上記内容に同意の上、とっとり Go To Eat キャンペーンに参加いたします。

年 月 日

店舗名:

代表者: